

新型コロナウイルス対策本部会議（第12回）

決定事項（令和2年5月18日）

第11回本部会議決定事項への追記及び変更点

(1) 市民および県内事業所の方への周知について

政府対策本部は、5月14日に緊急事態宣言を実施すべき区域を8都道府県とし、残りの39県に対しては新たな感染者がほとんど発生していない等の理由で緊急事態宣言の解除を行いました。

しかし、全国的な終息には至っていないため、市民の皆様にはこれまでと同様に感染予防に努めていただくとともに、大阪府、京都府、兵庫県などへの府県をまたいでの移動等については、自らが安全な生活や安全な外出を心がけていただきますようお願いいたします。また、こまめな手洗いや咳エチケットの徹底、3密を避け、人との接触を減らす対策など、一人ひとりが感染しない、感染させない行動をお願いします。

緊急事態宣言の解除に伴い、和歌山県より県内事業所の皆様に出されていきました休業要請が一部解除されますが、今後も持続的な対

策が必要となることから、全業種でガイドライン等による感染予防の徹底にご理解ご協力をお願いするとともに市民の皆様にも同様にお願いし、速やかにホームページ等で分かりやすく公表することと
します。

(2) 市立小中学校の運営について

5月31日までの臨時休業期間内に分散登校などによる登校日を設定し、学校再開は6月を目途に準備を進めます。また、学校給食についても同様に進めます。

学校預かりと学童保育について臨時休業期間内は実施します(土・日・祝は開所しない)が、保護者に対し極力自宅等で過ごすことを要請して行きます。なお、学校再開後は通常通り実施します。

(3) 保育園、幼稚園、こども園、児童発達支援事業所の運営について

全ての保育園、幼稚園、こども園、児童発達支援事業所については、6月1日より原則通常保育を再開します。ただし、5月31日までは、登園自粛を要請することとし、子育て支援センター、のびのび教室は

臨時閉鎖（休室）を継続します。6月1日からは通常開室とします。

(4) イベントや会議、公共施設の利用制限について

5月31日まで市が行うイベントや会議については、原則中止または延期とします。（集まる人数にかかわらず、行政が主催する会議等については、書面での回覧や決議など代替え措置等を検討すること。）

公共施設についても、5月31日まで屋内、屋外施設について原則利用休止します。なお、6月1日以降については、原則通常通り再開することとしますが、再開に向けて施設ごとのガイドラインを作成し、これに基づき運用するとともに中止する場合の基準も決めておくこととする。

(5) 市役所における感染拡大防止への取り組みについて

引き続き感染防止に向けた予防啓発を積極的に行うものとします。

職場においては、原則マスクを着用することとします。また、窓口業務での感染拡大防止のため、ビニールカーテン等の飛沫感染対策は継続することとする。

(6) 市職員の健康管理について

- ① 全職員は、橋本保健所管内で発生している新型コロナウイルス感染症について、公表される情報を注視しておくこと。

PCR 検査が陽性になった方と濃厚接触が確認された職員については保健所の指示に従う。なお、感染の可能性があると思われる職員について、この対応に係る関係所属長は必ず部長へ報告し、部長は危機管理室へ報告することとする。

※念のため濃厚接触が確認された方と接触した職員は、自宅待機をし、健康状態をその時点から1週間遡り記録することとする。

- ② 全職員の出勤前の検温の徹底と所属長への報告、及び所属長から部長へ報告することとします。

- ③ 大阪府、兵庫県(特定警戒都道府県)在住職員については、5月31日まで在宅勤務や時差出勤等を織り交ぜた勤務形態とします。

- ④ 各職場の密閉、密集、密接を避けるための、保健福祉センター3階多目的ホールは、5月28日をもって使用を終了する。

また、臨時の会議、協議スペースとして利用している教育文化会館3F第1研修室は5月29日をもって使用を終了する。

- ⑤ 職場等の勤務体制にもよるが、この機会に代休等取得に努めること。

※上記決定事項は、新たな感染者（クラスター含む）の発生状況により、変更する場合がある。